

平成28年第23回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年12月2日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成28年第四回練馬区議会定例会提出議案について
光が丘第四中学校における保護者および地域説明会について
旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置に向けた保護者および地域説明会について
平成29年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について
練馬区立幼稚園保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について
第3次練馬区立小中学校における食育推進計画(案)について
平成28年度秋の運動会の組体操に関わるけがの状況等について
ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について
認可保育所保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について
地域型保育事業の保育料改定について
「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について
その他
学校教育支援センター大泉の内覧会について
平成29年健やかカレンダーの配布について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時57分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから、平成28年第23回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が18名いらしている。よろしく願いをする。

声の調子が悪く、聞き苦しくて申しわけない。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情11件、協議1件、教育長報告12件である。

- (11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

- (1) 教育長報告

光が丘第四中学校における保護者および地域説明会について

教育長

初めに、陳情案件である。平成28年陳情第1号。案件表でいうと、(11)光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情。この陳情について、今日は審議をしたいと思う。

この陳情案件については、本日、関連する報告として、教育長報告の2番が出ている。先に報告資料について説明をしていただき、その後、報告に関する意見や質問をいただくとともに、陳情に関する審議を行いたい。

それでは、報告の2番について、お手元に資料3、また、陳情書をご用意いただきたい。

それでは、教育施策課長、説明をよろしく願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

進め方だが、前回は皆様方から要求をいただいていた資料を出させていただき、主にその資料に即した質疑応答をさせていただいた。今日は、課長から説明があった報告案件の資料が出ているので、この資料についての質問や意見、そしてまた陳情書がお手元にあれば、陳情の内容についての意見、質問をあわせていただく形で進めさせていただきたい。

それでは、今報告があった。また陳情書もごらんいただきながら、意見、質問があればお寄せいただきたい。いかがか。

外松委員

今説明していただいた資料3の1ページのところであるが、考え方の一番最後のところである。3つ目の小規模校ならではの光が丘第四中学校の良さがあるけれども、今年度、まさに1、2年生が単学級になってしまっているという現状、そして、これから先

果たしてどうなるのかという光が丘第四中学校のことを考えると、小規模校ならではの良さはありつつも、いろいろな教育上の課題や制約があるという説明があったが、もう少しその辺を具体的にお話いただけたらと思う。

教育施策課長

小規模校ならではの良さということで、一般的に言われているところもあるが、きめ細やかな指導ができる、学習の中で発表する機会が多くなるなど、子供たちにとっても人数が少ないことでの良さというものは確かにある。ただ、一方では、実際学校の運営としては、運動会などの行事において、活気が少なくなっているということや、例えば合唱コンクールにおいても、これまで2学級で競い合っていたところが、実際は1学級になってしまい、競い合いというところの子供たちのモチベーションに影響が出てきたりなど、そういった学校行事に深刻な状況が生じている。教育委員会としては、やはり学校というものは集団の中で学ぶことが必要であり、その中で子供たちに社会性や、体力、学習面においても学んでいくと考えているので、私どもとしては、今後の光が丘第四中学校の状況を考え、閉校する方針を判断したところである。

教育長

いかがか。

坂口委員

同じように、例えば部活動などについても、かなり制約があるのではないかと思うが、その状況もどうなのか。中学生にとって、とても大事なことである。

教育長

部活動はどうか。

教育施策課長

現在の光が丘第四中学校の部活動の状況については、例えば野球部だと部員の数が9名おらず、近くのほかの中学校との合同チームにしているという状況がある。他にも、具体的には、吹奏楽部だと部員の数が1人であり、なかなか一緒に合奏という形では学べない状況があると伺っている。

また、子供の数が減ってきたことで、以前は例えばバスケット部があったが、現在は無くなってしまっているという状況もあるので、そうしたところで学校の部活動は、少し運営の中で制約が出ていると伺っている。

教育長

どうか。

外松委員

吹奏楽部が1名では。

長島委員

光が丘第四中学校を訪問させていただいたときに副校長からの話があったが、先生方がかなり休みも返上して、動かれているということで、負担も大きくなっていると伺ったのだが、その辺も詳しくお願いしたい。

教育指導課長

生徒数に応じて教員の配置人数が決まっている。光が丘第四中学校も今4学級ということになっており、やはり教員の数も少なくなっている。光が丘第四中学校の先生たちは、全ての生徒の名前を知っているくらい小規模校の良さというか、一対一の対応ができるくらいの指導をしていただいている。

ただ一方で、校務分掌や学校行事は小規模校も大規模校もあまり変わらないので、それを少人数の先生たちが担っており、1人何役も分担がある。さらに研修についても副校長が言っていたが、研修に行く際もその分を誰かほかの教員がカバーしなくてははいけない。そうするとなかなか研修にも出づらいいという状況があると聞いている。

長島委員

部活動なんか結構大変だと伺ったのだが、いかがか。

教育指導課長

部活動についても、生徒の希望に応じて設立をしたいところなのだが、やはり教員の顧問の数が足りないということで、部活動の数そのものも少なくなってしまうし、外部指導員の活用もしているが、技術的な指導も十分にいかないという状況もあると聞いている。

長島委員

ありがとう。

教育長

ほかにはいかがか。

安藏委員

5ページの転校が生じたときの費用負担について、全く、費用負担の問題はクリアされるということで、解釈してよろしいのか。

教育長

いかがか。

教育施策課長

費用負担に関しては、これから詳細を詰めていくところである。基本的に今いる子供

たちが転校する場合については、学用品等で一定の配慮ができるように、私どもでいま検討を行っているところである。

教育長

今、1つ1つの項目について、検討を行っているとのことである。
ほかにいかがか。

坂口委員

陳情書を何度もよく読み返してみた。いろいろな立場、特にこの最後の終わりから6行目のところに、閉校には反対だけれども、教育の機会均等ということをおっしゃっているが、教育の機会均等とは、小規模校であるから均等になるのか。今のような状況を見ていて、適正な数の中で、それぞれ教育をきちんと適正に受ける、部活動も選べる、それからたくさんの生徒の中で交われるという、そのようなことの機会均等もやはり必要ではないか。

それはほかの方にとってどうなのかなという思いもして読ませていただいた。全ての方というか、結局はそのような方にとって、外から機会均等であるということではなく、やはりそれを選ぶのは当事者とその家族ではないかと思って読ませていただいた。

教育長

意見でよろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

ありがとう。
ほかにいかがか。

長島委員

今回資料5にも入っていたが、学校選択制の選択希望状況から見ても、光が丘第一、第二、第三中学校はかなり通学区域外からの希望が多いのに、光が丘第四中学校に関しては1人しかいない点のその理由と、今後人口的な問題もかなりどうしようもないものだと思うので、どんどんマンションが建つような地域であれば可能性も考えられると思うが。おそらく閉校に向かっているということは、そのような判断ができにくいということだと思うので、その辺についてもう一度人口的な問題と、実際に光が丘第一中学校から第三中学校までがどのような状況で、区域外から入ってきているのかを、もう一度お聞かせいただきたい。

学務課長

光が丘の地域の中学校における学校選択制の状況として、どのような希望が出ている

のかという質問である。光が丘には、今、光が丘第一中学校から第四中学校まで4つの中学がある。少し地図もない中だが説明させていただくと、例えば光が丘第一中学校を例にとると、光が丘第一中学校は小学校としては、光が丘四季の香小学校の子供たちが中学校に入ってくる。そして光が丘四季の香小学校の通学区域には、旭町一丁目という地域が含まれていて、この旭町一丁目に住んでいて、小学校のときに光が丘四季の香小学校に通っていた子供たちは、中学校の場合の指定校は、豊溪中学校となる。ところが、もともと小学校の友達が光が丘第一中学校のほうに行く子がいるし、距離から考えても豊溪中学校に行くよりも光が丘第一中学校に行くほうが近いというような地理的な状況、通学区域の設定ということがあり、そういった意味で光が丘第一中学校に選択制の希望が出るという状況にある。

同様に光が丘第一中学校に関して言えば、八坂中学校との関係でも同じように距離的に近い子供たちがいるために、光が丘第一中学校のほうに選択制の希望が出るというような状況がある。このような形で、今、光が丘第一中学校だけ詳しく説明したが、例えば第二中、第三中であっても、光が丘の地域の子供たちだけではなく、周辺の地域から子供たちが選択制で入ってくるというような状況があり、数が多くなっている。

光が丘第四中学校は何が違うのかというと、光が丘第四中学校の通学区域は、光が丘秋の陽小学校と光が丘第八小学校になるが、例えば、光が丘秋の陽小学校の通学区域から見た場合に、通学区域の中には、隣の田柄中学校と光が丘第四中学校とがおおむね同じ距離、または住所によってはむしろ田柄中学校のほうが近い地域も含まれている。したがって光が丘第四中学校の通学区域から距離的な面も含めて田柄中学校に希望が出るということもある。

それと、そもそもの問題として、この光が丘地域については、狭い地域に中学校が多いということがある。これは光が丘では急激な人口の増加があったので、やむを得ないことだと思うが、現在は中心点を警察あたりにとると、約1キロメートルの半径の中に5個の中学校があるような状態があり、隣の中学校はととも近くて選択もしやすいという状況があって、今のような状況が生まれていると感じている。

教育振興部長

1つだけ補足させていただきたい。

教育長

はい、どうぞ。

教育振興部長

平成28年度は、光が丘第一、第二、第三、第四中学校の学区域エリアの学齢簿登載者の合計275人である。このうち、区の平均でいうと2割ぐらいが私立などの区立ではない学校に行くので、8掛けさせていただくと大体220人ぐらいの方が区立中学の対象になる。220人といえば6クラス分ぐらいである。ここに4校あるので、そのような意味では今、学務課長が申し上げたように1キロメートルの範囲内に学校が5つあるという中で、一定、子供の数が減ってしまう学校が生じるという状況である。

長島委員

人数のところ、先によいか。

教育長

どうぞ。

長島委員

光が丘第四中学校に本来、学校選択制がなかった場合に、学区域で行くはずだった人数はどれぐらいなのか。

教育施策課長

光が丘第四中学校の学区域内の、今の6年生の数、12歳の子供の数ということでは、28年3月31日現在92名の方がいる。学区域内には92名の方がいるという前提で考えていただければと思う。

長島委員

去年の例では、割合でいくと、92名のうち、何人がほかの学校にいったのか。

教育長

わかるか。

教育施策課長

28年、今年度で言うと、実際学区域内に95名の方がいて、24名の方が入学を希望したということで、大体4分の1ぐらいの方が今年度に関しては入学を希望したという状況である。

長島委員

ということは、選択制で出て行ったのが残りの数か。

教育施策課長

はい。

長島委員

わかった。

学務課長

今は選択制があるため、地域の指定校に行くか、選択制によってほかの中学校を選ぶ場合と私立や国立に行く場合に分かれる。

長島委員

はい。

教育長

よろしいか。ほかはいかがか。

では、私から学務課長に聞きたいのだが、この陳情で情緒障害学級、よつば学級の話が裏面にあり、随分書いていただいている。この38名の全てが情緒障害学級の教育が必要と就学相談で判定されて、区内に4校ある情緒障害学級のうち、光が丘第四中学校のよつば学級を選んできた子供たちばかりであると。よつば学級の教育が必要不可欠な子供ばかりであると。今回の光が丘第四中学校の閉校は、この問題とは全く関係のないよつば学級の子供たちにも閉級、移転という犠牲を強いようとしていると、このように書いてあるが、この辺はどうなのか。もう一回、事実関係を確認したい。

学務課長

前回の教育委員会において、委員から要求があった資料について説明をしたところである。

まず1点目。陳情の中にある38名がこのよつば学級を選んできたという部分の話になるが、中学校の情緒通級指導学級の学校の決め方だが、現在は指定校の仕組みをとっている。したがって、通級であるので、それぞれの子供の在籍校というものがある。在籍校ごとに通うべき通級学級を決めている。これは現在練馬区内に4つの通級があるので、地域によって4つの学校に分かれていくという形になる。自由に選択している、選んでいるという仕組みではない。

それから、よつば学級の38名の生徒たちが、今回の閉校の関係で移転等の必要があるのかという点であるが、こちらについては、現在の区の考え方では、平成30年度末まで光が丘第四中学校を存続させる。したがって、通級についても30年度末まで存続するという形になる。陳情にある38名は1年生から3年生までの子供を合わせた数である。そして3年生、2年生が順次転校していき、1年生についても30年度末まで通級学級が存在するので、3年生の終わりまで現在と変わらずに指導を受けることができると考えている。

教育長

今、たしか中学校における特別支援教室の検討も行っていると思う。この陳情の中に、思春期の複雑な心理もあって、不登校の生徒が自分の学校の教室では支援を受けることが難しいという書き方されているが、この辺についてはどのように検討の中では考えているのか。

学務課長

まず、特別支援教室の話であるが、現在小学校において、順次、情緒障害等通級指導学級を特別支援教室に置きかえるということを行っている。これに続いて、中学校においても情緒通級を特別支援教室に置きかえていくことを予定している。そして、中学校

での特別支援教室の進め方については、現在内部で検討を進めているところである。

そして、陳情の中にある自分の学校で、つまり特別支援教室になると巡回の教員が在籍校に出向いて指導を行うという形になるが、指導を受ける生徒のほうが、自分の学校で指導を受けることについて、ほかの生徒の目を気にしたりすることもあるので、そういったことへの対応はどうかということが書かれていると思う。

この話については、小学校でも同じような意見も出されているし、またそのようなことが必要な子供もいると考えている。その場合には、新しい仕組みの中では全ての学校に巡回教員が回る形になるので、もし在籍校で指導を受けることについて何か課題がある場合には、隣の学校にやはり巡回の指導教員が回ってくるので、そちらで受けることも可能である。同じようなことを中学校においても配慮していきたいと考えている。

教育長

ほかにいかがか。意見などはよろしいか。

安藏委員

さっきの件で、もう1件教えてほしいのだが。

教育長

どうぞ。安藏委員。

安藏委員

校区内の生徒の4分の1が光が丘第四中学校だということだったが、そのほかの4分の3は、光が丘第三中学校のほうにいくという解釈か。どれぐらいか。

教育長

その辺、今の質問についてわかるか。

学務課長

まず、現在の光が丘第四中学校の通学区域にいる子供たちの進学先というか、どのような公立中学校を選んでいるかという傾向についてになるが、先ほど私の説明の中でもあったように、光が丘第四中学校の通学区域の子供たちでいうと、毎年の傾向としては、区立中学校を選択制で選ぶ場合には、光が丘第三中学校と田柄中学校を選ぶ傾向が大きいと思っている。それ以外のところは、極めて少ない。光が丘第一中学校や第二中学校については少ないと理解していただきたい。

これ以外の子供たちについては、国立あるいは私立の学校に進んでいるという状況にある。

安藏委員

田柄中学校と光が丘第三中学校の比率は、半々ぐらいになっているのか。

学務課長

毎年、少しずつ傾向が変わるところがあるが、28年度入学を例にとると、光が丘第三中学校のほうはやや多い。田柄中学校のほうはやや少ないという傾向にある。

長島委員

ということは、4分の1が、100人いて25人が光が丘第四中学校に行き、30人くらいが光が丘第三中学校に行っている感じか。それで、25人が私立へ行って、25人が田柄中学校という感じか。その割合、パーセントでいうと。

教育施策課長

大体、小学校から中学校に上がる段階で、2割くらいの方が私立に行くので、残りの8割のところである。昨年の数字を見ると大体、2対1くらいの割合で、光が丘第三中学校と田柄中学校に行っている。

長島委員

2対1とは、光が丘第三中学校のほうか2ということか。

教育施策課長

はい。少し多い数字である。田柄中学校のほうか少し少ないので、大体それくらいの割合で出ている。

長島委員

その傾向も含めて、とても少ない印象がある。2割くらい。それは何年くらい前からあるのか。

教育施策課長

全体として、昨年度は学区域内95名のうち、24名の方が光が丘第四中学校ということで、報告させていただいた。その前の年、27年度で申し上げると119名が学区域内にいて、41名の方が光が丘第四中学校に来ているので、大体4割弱というか3割強の数字となっている。

その前の年、26年でいうと、学区域内に95名の方がいて、入学者数は52名ということで、おおむね半分といった数字で、少しずつ年々少し右肩下がりの数字が出ているという状況である。

傾向については、年度によって多少ばらつきがあると、こちらのほうでは押さえている。

学務課長

今の数字を割合で説明させていただく。毎年、学齢簿の登載者、分母の数が違うということがある。なので、単純に入学者の数だけ見ても率がわからないので、率で説明させていただくと、過去5年間の数字を申し上げる。平成24年度が51.7%、25年が

44%、26年が54.7%である。この3年ぐらいを見るとおおむねアベレージで5割ぐらいは出ているということが見てとれると思う。その後、27年には34.5%、そして28年には25.3%と急激にこの一、二年で減ってきているということが、率から見てわかると考えている。

長島委員

その理由はわかるか。

教育指導課長

学校を選択する際の理由には、さまざまなことが考えられると思う。部活であったり、友人関係であったり、それから小学校での状況が中学校への進学行動に影響を及ぼすという状況もあるので一概には言えないが、要因としては今申し上げたようなことが考えられるのではないかと考えている。

長島委員

人口的な問題はないのか。要は人口が特に減っているということはないのか。変わっていないのか。

教育指導課長

新入生の学齢簿上の数は90以上100人前後ぐらいで推移している。

外松委員

感想になるが、今話を伺ってみても平成26年度ぐらいまでは、まあまあ5割ぐらいの生徒がきちんと入学していたという状況があるわけだが、その後突然3割、34%ぐらいになり、今年度は25%となった。

前回の会議でも、私もいろいろ伺って意見を述べさせていただいたが、学校のほうも、ほんとうに光が丘第四中学校の生徒たちも地域の小学校に出向いたり、または、それこそ休みの日も返上して地域のいろいろな行事に生徒たちも参加している。PTAの方も光が丘第四中学校にということ呼びかけている。しかし、どんどん入学してくる生徒の数は減ってきているという現状がある。ほんとうに何が原因かということとはなかなかわからないが、少ないよさもありつつ、少ないがゆえのマイナス面。先ほど学校を選ぶ際の要因の3つのポイントの話があったが、そのようなことも絡んで保護者や生徒たちが少しずつあまりにも少ない状況の中に自分を置きたくない、我が子はそこで3年間学ばせるのはどうなのかなど、そのようなことを考えるようになってきてしまったのかなと、生徒や先生方の努力もむなしくこのような現状があるのだなということを非常に感じている。

教育長

それでは、今日は新しく出た資料と、それから陳情に即した形で意見、質問もいただいた。本日のところは、この陳情については「継続」とさせていただきたいと思うが、

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審査〕

教育長

その他の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって本日は「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議（１）平成２８年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。

各委員におかれては、忙しい中、評価を提出していただきありがとうございます。今回の点検・評価は練馬区の教育・子育て大綱の重点施策全般について、４名の委員に評価を行っていただくこととした。本日は各委員からいただいた評価および特記事項に基づき、事務局として評価の案を取りまとめた資料が提出されている。本日はこの評価案に対し、各委員から意見をいただき、教育委員会としての評価をできたら決定したいと思っている。それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

資料１を見ていただくと、各委員から評価していただいた点数と、特記事項が書かれており、真ん中に総合評価というものがつけられている。今、教育総務課長から話があったように４人の委員のうち、３名までが同じ評価をしている場合には、その評価をもって総合評価とさせていただいたという事務局の案である。

総合評価が空欄になっているところについては、評価が分かれたところであり、今日この場で意見をいただきながら総合評価をつけたいと思っている。

去年、体力の項目で１をつけたことを今さらながら思い出すが、ぜひ、総合評価の数字が入っているところでも、例えば特記事項を読んでいただき、この表現はもう少しこうしたほうがよいなどがあれば、お出しいただきたい。また総合評価が空欄になっているところで、もし評価の考えがあればお出しいただきたい。

どなたでも結構なので、意見を頂戴できればと思う。いかがか。

坂口委員

１ページの２番目の評価のところ、私が、先ほどの光が丘第四中学校の先生方が少ないがために研修も行けなくてという話が頭にあったので、この特記事項に、誰でも等しく受けられているかということ言葉を言葉として入れた。やはり研修会は、いろいろ研究発表会に出させていただき、ほんとうに得るものが沢山ある研修がずっと続けられていることで、大勢の先生がいらしているのだが、これはほんとうに全ての先生が同じような研修受けられるとよいないつも思っている、ここのところの評価はとて３にはできないと思っていた。でも１の方もいらっしゃるのどのような意見なのか、知りたい。

教育長

ありがとう。

そのほかに何かあるか。今のところでも結構である。

長島委員

私は1をつけた。

先生方によって差がかなりあると感じられる。研究発表や授業の見学をさせていただいても思うし、学校によってもとても大きな差があると思う。本来公立なので、それこそ区内の子供たちが等しく教育を受けられるようにするためには、やはりもっと研修の機会や、そのような多様性がもう少し必要なのではないか。外の情報なども入れながら、均質化していくべきではないかと感じたので1にした。

教育長

総合評価も1にすべきだということか。

長島委員

はい。今後のことを考えると、ということである。

教育長

厳しいご発言があったがいかがか。事務局は。

教育指導課長

真摯に受けとめる。まさにこの1番のタイトルにもある教育の質を高めるためには、やはり指導者の資質・能力の向上なしには達成できない。教育公務員には研修が義務づけられているが、研修とは研究と修養という両面を指している。研修に意欲的に取り組んで、自身の課題を把握して、改善をし、さらに高い指導力を身につけていくことは、若かりうがベテランであろうが、等しくしていかなければいけないことだと考えている。指摘を真摯に受けとめ、さらに研修の充実に努めていく。

教育長

いずれにしても、ここに載っているのは、練馬区教育委員会の大綱の重点施策である。そのような意味では、大綱に掲げられた重点施策1つ1つの具体的な今後の進め方というものも、やはり教育委員会としてしっかりとまとめてつくっておかなくてはいけないと思っている。それは教育振興基本計画の改定の中で具体的に明らかにしていくということは、前々から申し上げている。この教員の研修のあり方についても、従前から長島委員から、もっと民間の力を活用すべきという意見もいただいているので、そのようなことも含めていろいろと今後具体的な方策を、教育振興基本計画の改定版で明らかにしていかなければいけないと思っている。

そのような決意表明をもって2ということでしょうか。

長島委員

結構である。

教育長

ほかにいかがか。

それでは、空欄になっているところについて一定程度評価を決めなくては行けないので、そこをやらせていただきたい。

2ページの2-2「家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進」ということで、2が2名、3が2名ということで、2と3で分かれています。この辺はどうか。

外松委員

私は、ここは今回特記事項に書かせていただいたように、学校の安全対策と、地域を活用した教育活動の推進という大きな、ここは2つの柱があるところなのだが、特に安全対策のほうは、もうこのところに来て全部の小学校にきちんと防犯カメラが設置されているし、警備員の派遣ということも、非常に日にちもだんだん年度を追って延びてきている。

また、地域の方たちも登下校、それから学童の子供たちが結構遅く下校するのだが、そのようなときの安全ということもほんとうに協力していただいて、道や踏切のところなどに立ってくださっているという状況がある。

そしてまた、地域を活用した教育活動の推進というところでも、結構地域にいるいろいろな人材の方にゲストティーチャーなどにも来ていただいたりと、非常に地域の方が、学校の教育活動に参加してくれているという現状を評価して、私は3とさせていただいた。

長島委員

私は2にした。理由は、教育委員会でこのような話をさせていただいているときは、非常に施策など、きめ細やかというか、地域のことを考えてくださっているとは思っているのだが、実際の参加者などを見ていると、やはり減ってきている。地域からは離れていっている気がする。私が10年前にPTAをやっていた頃と比べると、かなり人を集めたりすることが厳しくなっているような気がするので、もう少し現場に目を向けていただければという意味で2にした。

教育長

ほかに意見はあるか。

坂口委員

私は、外松委員の話と同じで、地域を歩いて、または自転車で通ったりしているが、ほんとうに見守ろうという意思がよく見えている。ある日びっくりしたのは、雨の日の朝8時前ぐらいに、登校する信号の前に立っているお母さんが傘を差しておんぶしていて、「あんなお母さんでも立たなくては行けないのか。どなたかわかってもらえないのか」と思うぐらい、自分の当番だったから必死になって、一生懸命自分の役割をしているところを見かけた。

だから、ほんとうに登下校、それからみんなが集団で行くときには必ず当番の母親が見守っている様子をよく見かける。

それから、学童から帰るときにも、それから下校から学童まで少し遠い方がいる。そ

のため、送り迎えの補助員もいる。それもびっくりした。2人で楽しげに話し合いながら、その子が飽きないようにしてランドセルを背負って一緒に学童の場所までサポート、あれはどのような支援なのか、そのようなこともきちんとしてきているのだなと見かけていたので、ここはそうしたシステムをよりよくということで、私は3にした。そういった状況を、とてもよく近所で見かけるので。

教育長

はい、ありがとう。

外松委員

先ほどの長島委員の、10年前と比べるとかわる方たちが減ってきているという、そのような実態は、地域によってすごく差があるのではないかとも思っている。だから、例えばそのようなやや無関心な地域にも、何とかもう少ししかかわっていただきたいということであれば、2でもよいのかなとも考える。

教育長

いかがか。

この項目に3をつけることは、かなり難しい。というのは、地域と家庭と学校が非常にうまくいっていて、学校を、地域や家庭が全面的に支えていて、なおかつ学校のほうも地域や家庭を支えるというようなこと、子供たちが地域に出向いていって、ボランティア活動をしたりということは、確かに今、外松委員がおっしゃったように、かなり地域によっての差がある。これからまだまだこの項目についてはやっていかななくてはいいことがたくさんあるという意味からすると、ここは2が妥当かと私は思うのだが、いかがか。どうしても3がよいか。坂口委員、どうか。

坂口委員

いえ。多分私の地域はそれがよく見えている場所なのである、ということを実感した。

教育長

むしろ、家庭や地域の方々が、一所懸命に学校を支えてくださっている。そのような立場から見ると、逆になぜ2なのか、と。これだけ一所懸命にやっているのになぜ3ではないのかと思われるかもしれないのだが、やはりこれはあくまでも主体は教育委員会がどのように判断するかということなので、これはやはり2にさせていただき、まだまだ努力をしていくことにしたいと思う。異論がなければ2ということはいかがか。

坂口委員

わかった。

教育長

よろしいか。

坂口委員

はい、結構である。

教育長

では、次は、子育ての分野になる。3ページの子育て分野の1-1の「相談支援体制の整備」という項目も、やはり2と3に分かれた。これは特記事項も書いていただいて、努力したということで3をつけていただいた方もいるようである。

これについて、何か意見はあるか。

坂口委員

さきほど教育長が、全てが整っているわけではないということで2に決められたことを思うと、例えば、育児のための相談で、場所と人は確かに整っているのかもしれないが、そこまで行けない母親へのアプローチというか、アウトリーチと言ったらよいのか、気になることをすくい上げるシステムが万全かという、そのところはやはりなかなか出てこない母親と子供が部屋の中にずっと悩みを抱えてという、赤ちゃんの育児に困っているという実態は私もたくさん知っている。なるほど、場所はいろいろある。子育て広場など本当にたくさん出来たが、そこまで行けない母親へは、まだ行き届かないのだなということ、ふと思ったので、確かに満点というわけではなかったのかなと、そう思った。

例えば、これは気になる家族への地域の目というものも、どこまでいっているかと言われたら、気づいている人は気づくけれど、気づかないで、事が起きてから、こんなことがあったのだというニュースが出てくる、事件が起きたりすることもある、もう少しこの相談ということを地域全体がやっているかという、非常に3は甘いと思った。

教育長

この1、2年でかなり私はこの相談体制は強化したのではないかという思いがあった。

坂口委員

そうである。

教育長

いろいろなことを今やっているので、相談体制は充実をしてきたと思うが、確かに今坂口委員おっしゃったように、アウトリーチの部分がまだまだこれから必要かとは思ふ。

ただ、これはなかなか難しいところがある。たしか、赤ちゃんが生まれた家庭には、こちらが外向いていくという事業はあったか。

少し補足してもらえるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

今話があったように、赤ちゃんが生まれると、区としては、乳児全戸訪問という形で

生まれた家庭を訪問している。ただ、それも100%が目標ではあるが、現実的には100%にはなっていないところがある。そういった家庭訪問ができない家庭、また広場も相談体制を広げてきているが、そこに来ることができない方たちについては、地域で把握した保健師等も含めて、一緒に広場に連れて来ていただくなど、まだ今後工夫の余地があると思っているし、アウトリーチについても非常に必要な事業だと思い、今後に向けて考えているところである。

教育長

ありがとう。

確かに課題がまだまだあると。そのような意味では、今のアウトリーチの話は、なかなか窓口に来られない人たちへの相談体制の充実を少し特記事項に付記させていただいて、ここは2ということによろしいか。もし、異論がなければ、そのようにさせていただきたい。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。

あと2つ。4ページの上の2 - 1「練馬区独自の幼保一元化施設の拡大」ということで、ここも2をつけた方と3をつけた方がいる。難しい状況であると書かれてしまったが、まさにこの特記事項に書いていただいたとおりである。

外松委員

今後ということを考えれば、2にしてもよいのでは。私は評価を3にした。それは例えばこの事業の目標のところ、平成29年度までに練馬こども園を30園認定していくことを掲げてやってきているが、追加の分も含めて残りあと14園という半分までは来ている現状がある。そうすると、そのような事業の目標に対しては、それぞれ保護者のニーズに応じて、結構今年度はきめの細かいサービスを展開できていると思ったのでそうしたが、今後の課題などがあるのだと言われれば2になってもやぶさかでない。

教育長

事務局から何かあるか。

こども施策企画課長

まさにこの練馬こども園については、今後認定園を増やしていくというところで、もちろん我々が必死に頑張っているところであるし、その中で各園から、ここの特記事項でも書いていただいているが、認定の基準、具体的には多分11時間の時間の話もあるかと思う。そのようなところは、当然園には丁寧に説明しながら、また、可能な限り支援を充実していきたいと思う。

ただ、これまでの説明と少し重なるところはあるのだが、こちらの練馬こども園は保護者の選択の幅を広げるということと、もう一つ待機児童対策という観点がある。練馬こども園が3歳児以上の保育の受け皿となることで、それによって今後保育施設の整備は、今の待機児童がいる0歳から2歳に集中することができるというところがあるので、そうした観点からすると、練馬こども園がほんとうに3歳児以上の子供の保育サービスを必要とする保護者から選んでもらわなければいけないというところがある。

そのため、我々としてはまずは選んでもらうために保育所と同一のサービス水準としての11時間とさせていただいている。ただ、これも今後練馬こども園が、保護者から3歳以上の保育の受け皿として定着した後は、当然そういったところも考えて、それによってまた認定園が増えるということもあるかと思うので、そこはそのような問題意識でやっていきたいと思うし、また、ただこちら側の一方的な理屈だけではなく、園にはしっかりと説明とまた支援も充実してきめ細かく対応していきたいと思っている。

こども家庭部長

少し別の観点から。7月の総合教育会議でも申し上げたが、これはある意味では幼稚園にとっては革命的な変革である。学校であるから、土曜の休みもある。3季休業もある。しかも4時間を標準とすると定められた幼稚園に11時間保育を導入するということが、非常に今までとは全く違った形の取組であった。そういった意味では認定園の目標に達していない状況については、ただいま担当課長が申し上げたとおり、私どもとしても粘り強く、皆様方の理解をいただけるように、そして、保護者に選んでもらえるように、そして、保育園と幼稚園の共存共栄が図れるようにやっていきたいと思っている。

1つであるが、今年の4月18日に全国で、去年100人以上の保育所待機児童を出した自治体の市長が呼ばれて、厚生労働省の大臣主宰による会合があり、私は区長の代理で出席をさせていただいた。大臣の出席する会議のときには、もちろん私も職員立場からの発言はなかったが、その後全国の60ぐらいあった出席者の中、4つぐらいのブロックに分かれて、厚生労働省の企画官、審議官、局長級の人たちが各テーブルに分かれて、そして私もあるところのテーブルについた。他の区市町村と一緒に、全国ばらばらの県に分かれたが、そのとき、一番最初に厚生労働省の企画官から、練馬こども園について説明してくださいと言われた。びっくりした。

ただの地方自治体の、1,700以上ある自治体の1つの単なる取組だと思っていたが、そのようなところまで練馬こども園という取組が知られていたという意外な事実。その後、東京都の人からも話を聞いたが、他の区の幼稚園の方々が「練馬こども園を私達もやりたい」という要請をされているという話を聞いて、ダブルで4月、5月は驚いた次第である。

発想としては認定こども園という制度があるが、それがなかなか東京都では難しい。土地家屋の問題、さまざまな給付の問題。幼稚園・学校ではなくなってしまうけれども、保育園でもない。非常に宙ぶらりんな位置づけになっているところで、他府県では結構増えているようだが東京都の中ではなかなか増えない。そのような中であって、幼稚園という形のままで、そして待機児童対策と共存共栄の施策だということで、そのような

意味では、我々はそこまで評価されているという認識は全く持っていなかったが、画期的なものだったのかなと外の方から逆に教えていただいたようなところがある。

だから、発想としては、斬新であり先駆的な発想だったと私どもも思っているが、何しろ冒頭に申し上げたとおり、革命的な制度の改革であるので、なかなかこの認定圏を増やすというところには、至っていないという反省もある。

委員からの指摘があったとおり、将来的なところも踏まえ、私どもとしても、皆様方の評定のとおりでと思っている。

教育長

ということで、2とさせていただきたい。よろしく願います。

最後、3 - 1「安全で充実した放課後の居場所づくり」。これは見事に分かれた。1と3、そして2が2つということで、これについてはぜひ議論していただきたい。それぞれ自身は何をつけたかは分かっていると思うので、ぜひ意見をいただきたい。

いかがか。

長島委員

学校によっては、非常によくできているというか、いろいろな学校を拝見させていただいて、すばらしいと思う反面、そうではない学校もあるのだが、そこが遅々として進んでないように思うので1にした。

外松委員

ほかの方と違って3にしたのは、私である。こちらの重点施策と取組の中の目標というところを私は見て、掲げた目標に関してはきちっと成果を上げていると解釈したので。もちろん今長島委員が言われたように、特に居場所づくりや、ねりっこクラブのことにに関してなど、まさに地域によって、学校によって差があるということは、私もすごくそれは思っている。ただ、差があるが、今回この年度で、この立てた目標に関しては、しっかりできたかなと解釈した。

だが、先ほどからも言われているように、今後のことなどをトータルで考えていかなければいけないと考えた場合は、皆様の考え方に倣っていきたいと思う。

教育長

いかがか。

坂口委員

私は、ほんとうにまだまだだと思う。ねりっこクラブ、応援団というものが初め小学校にできて、みんなPTAのOBやPTAの人たちがどうすると、ゼロから立ち上げて組織をつくり、地域の人たちにおいしいという状況を知っている。それからほんとうに皆さん自分たちの持っているスキルを使って、区からもある程度お金が届くので、それが無駄なく使えるようにという、応援団ひろば事業というものを今もまだこの形で残っているところが一部あるわけで。非常に一生懸命やっているところに、学童クラブ専用

の建物ができ、そこに民間の人たちの委託の人が入り、じゃあ今度ねりっこクラブにした。ここの運営も一緒にしようという、やはりゼロから立ち上げて一所懸命に頑張っていた保護者たちにしては、ほんとうに何か非常にかっかりするところがあるということをとくさん聞いている。

だから、私はねりっこクラブの移行は、10年後20年後、今一所懸命やった第一世代の人たちができなくなったときには、次の保護者たちにうまくパトタッチできるかどうかということが非常に難しいこともよく分かるので、スムーズな移行、20年後には、その人たちがねりっこクラブになるのだらうなと思いつつも、現役で頑張ってきた人たちの思いを何か上手に、それで、さまざまな地域の声とはそのような意味なのだが、つくり上げてねりっこクラブという形の実施をお願いしたい。全てが一斉にではないということは聞いているが、この辺はやはりまだまだという意味で2にした。

教育長

ほかにいかがか。

安藏委員

私も同じように、これからこう進めていくというスタートはできただろうという解釈はしているが、ただ、まだまだ学校数が多い中で、どこまで、このペースでいったのでは何十年かかるかわからないということを考えると、とても順調に良好に進んでいるとは少し言いがたいというところで、2をつけた。

教育長

皆さんから意見をいただいた。このような点数のつき方だと、当然3か1をつけるわけにはいかないのが、2しかないということになるが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

もし、1や3をつけた方で自分の意見が特記事項にうまくあっていないということがあれば、特記事項の文章をもう少し補足してまた事務局までいっていただければ修正して最終回答をつくりたいと思う。これは各委員の評価ではなく、総合評価しか出ないので、もう一度全体を見渡していただきたい。いずれにしてもこの特記事項は教育委員会の中での議論としてきちんと残るものなので、特記事項にやはりこれは一言言っておきたいということがあれば、改めて特記事項に記載していただくということで、事務局まで申し出ていただきたい。

この総合評価については、これで一応決定とさせていただくが、今申し上げた特記事項に関しては、もし直すことがあれば、できるだけ早めに事務局へ申し出いただくということで、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それではぜひそのように願います。

この後、委員の皆様方から特記事項等についての修正要請があった場合には、そのことを最大限入れさせていただいて、最終的な報告書にまとめさせていただく。評価の決定については、これで決定とさせていただくということによろしいか。

委員一同

はい。

教育長

事務局で修正を含めてまとめたものについては、後日各委員へ送付させていただくので、今日のところは、この協議案件については「継続」とさせていただきたいと思う。最終的な冊子になったときには特記事項が入るので、もしどうしても入れたいということがあれば、申し出てほしい。

それではこの案件については、これで終わらせていただいてもよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは「継続」とさせていただく。

(1) 教育長報告

平成28年第四回練馬区議会定例会提出議案について

光が丘第四中学校における保護者および地域説明会について

旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置に向けた保護者および地域説明会について

平成29年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

練馬区立幼稚園保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について

第3次練馬区立小中学校における食育推進計画(案)について

平成28年度秋の運動会の組体操に関わるけがの状況等について

ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について

認可保育所保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について

地域型保育事業の保育料改定について

「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について

その他

学校教育支援センター大泉の内覧会について

平成29年健やかカレンダーの配布について
その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は12件ある。

それでは、報告の1番についてお願いしたいのだが、実は報告の5番は区立幼稚園の保育料に関する報告で、資料2の1番目の項目と関連する。また、報告の9番と10番は認可保育所、地域型保育事業の保育料に関する報告であり、これも資料2の4番目の項目と関連する。

このため、保育料関係についてはまとめて説明をさせていただきたい。

では、まず、資料2について、教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

平成28年第4回練馬区議会定例会提出議案についてである。今回、5件の条例改正案を提出している。進め方であるが、各所管の課長から連続して説明をさせていただきたいと思っているが、よろしいか。

教育長

どうぞ。

教育総務課長

では、そのように進めさせていただきたいと思う。練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例、練馬区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、練馬区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例、練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。

それでは各所管課長から説明する。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

説明だけを先にさせていただき、後で項目ずつ意見をいただく。よろしく願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

保育課長

資料に基づき説明

教育長

資料2の関係であと1件残っている。
教育指導課長、願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

資料2の説明をさせていただいた。案件表で言うと、教育長報告の の案件であるが、幾つか関連する内容については、今あわせて説明をさせていただいた。本来であれば、1つ1つの項目について、ここで質疑をしていただきたいところであるが、今日は少し時間もない。したがって、この報告の については次回、質疑から始めたい。

それから今日説明ができなかった残りの教育長報告については、次回の定例会において、説明をしてから質疑という段取りでやらせていただきたい。

それでは、その他の関係で報告事項が2件ある。よろしく願います。

学校教育支援センター所長

学校教育支援センター大泉の内覧会の開催について報告させていただく。新たに開設する学校教育支援センター大泉については、順調に施設の改修工事が進んでおり、第3回定例会に提出した条例のとおり、平成29年1月10日火曜日に開設する予定である。ついては、平成29年1月6日金曜日の午後1時から午後3時まで、施設の内覧会を開催させていただく。

当日は、施設内を自由にごらんいただくが、セレモニー等は特段行わない。12月に入ったので、中旬ごろには施設近隣の住民の方には案内を配布する予定である。

なお、学校教育支援センター大泉の開設については、平成28年12月11日号の区報等で周知する予定である。

教育委員の皆様におかれては、施設内覧の希望があれば、学校教育支援センターに連絡をいただければ随時見学等の対応をさせていただく。どうぞよろしく願います。

教育長

次、どうぞ。

青少年課長

平成29年の健やかカレンダーを机上配付させていただいた。区内小・中学生の応募作品2,576点から選ばれた12作品を掲載している。昨日の12月1日から、区民の方に配布しているところである。

報告は以上である。

教育長

その他の報告については、よろしいか。

それでは、委員の皆様から何かあるか。よろしいか。

それでは、今日は時間がなく、途中で終わることになり大変申しわけない。次回にまた続きをやらせていただきたい。

それでは、以上で第23回教育委員会定例会を終了する。